信用格付業者検査マニュアル 新旧対照表

現行	改正後
Ⅱ 確認項目	Ⅱ 確認項目
2. 業務管理体制の整備	2. 業務管理体制の整備
(11) 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置【金商業府令第306条第1項第12号】 ①~③ (略) (新設)	(11) 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置【金商業府令第306条第1項第12号】 ①~③ (略) (注) 上記のほか、システムリスク管理態勢の整備に向けた取組みについては、金融商品取引業者等検査マニュアル「II-1-2の5.システムリスク管理態勢」等に準じて取り扱うものとする。